

中小企業  
勤労者の方へ

# 生活資金融資 あっせんのご案内



## 葛飾区中小企業勤労者生活資金融資あっせん制度とは

中小企業にお勤めの方が、臨時に必要とする教育費・医療費・出産費・冠婚葬祭費、増改築費・転居費などの融資を中央労働金庫に低利であっせんいたします。この制度を利用した方は、区から信用保証料全額を受けることができます。

### あっせんを受けられる方

- (1) か(2)のいずれかに該当する方で、(3)～(5)のすべてに当てはまる方  
(1) 次の企業などに引き続き1年以上勤務している方(ただし、事業主の方は対象外)

	製造業等(※2)	卸売業	小売業	サービス業
資本金	3億円以下	1億円以下	5,000万円以下	5,000万円以下
従業員数(※1)	300人以下	100人以下	50人以下	100人以下

(※1) 従業員数は常時使用する者。家族従業員(個人の場合)、役員は含みません。

(※2) 製造業等には、建設業、運輸業、不動産業、ソフトウェア業を含みます。

- (2) 専門的家内労働(委託者から主原料を提供され、単独または同居親族のみと製造・加工する形態)に引き続き1年以上従事している方  
(3) 葛飾区内に住所がある方又は葛飾区内に所在する企業に勤務している方  
(4) 直近の区民税・市町村民税を完納している方(非課税の方を除く)  
(5) 既にこの融資を受けた場合は、全額を返済している方

## 生活資金の使いみち

- (1) 教育費・医療費・出産費・冠婚葬祭費：融資申込者または2親等以内の親族もしくは融資申込者と生計を一にする親族のための費用
- ① 教育費高等学校・高等専門学校・専修学校・大学等に要する費用
  - ② 医療費入院・1ヶ月以上の通院・歯科治療等に要する費用
  - ③ 出産費分娩に要する費用
  - ④ 冠婚葬祭費婚姻・葬儀に要する費用
- (2) 増改築費：融資申込者が居住する住宅の増改築・内外装・住宅付帯設備の改修費用  
(3) 転居費：融資申込者または生計を一にする親族が転居する場合の敷金・前家賃・引越し費用

葛飾区 産業経済課 経営支援係



葛飾区 生活資金融資

検索



様式はこちらからダウンロード  
できます

融資限度額		
(1) 教育費・医療費・冠婚葬祭費・増改築費	100 万円以内	
(2) 出産費・転居費	50 万円以内	
利率(年)	返済期間	返済方法
1.6 %	3 年以内 (据置 1ヶ月 含む)	毎月元利均等返済
信用保証		
(1) 連帯保証人は原則不要 (収入などにより必要な場合あり)		
(2) (一社)日本労働者信用基金協会の信用保証が必要ですが、保証料は葛飾区が全額負担します		

## 生活資金の申し込み方法・必要書類

### 1. 葛飾区へ融資あっせんの申込み

- ① あっせん申込書
- ② 印鑑証明書、実印
- ③ 住民税の納税確認書類 (領収書・納税証明書又は非課税証明書等)
- ④ 源泉徴収票または年収を証明する書類
- ⑤ 見積書・請求書・契約書・案内書など (融資申込額が30万円を超えるとき)
- ⑥ 20歳未満の方の申込みは親権者の同意書

### 2. 中央労働金庫千住支店へ融資の申込み

あっせん書と必要書類を持参のうえ、融資の申込みを行います。労働金庫と日本労働者信用基金協会により、収入と返済額のバランス、他の負債状況などを審査の結果、**2週間程度**で融資の可否が通知されます。

問合せ先

葛飾区産業経済課  
経営支援係

葛飾区青戸7-2-1テクノプラザかつしか  
☎ 03-3838-5556

融資申込先

中央労働金庫  
千住支店

足立区千住仲町40-7

☎ 03-3882-3121

### ▼テクノプラザかつしかへのアクセス

